

ひとり親家庭のお父さん・お母さんへ



自立支援教育訓練給付金のご案内



ひとり親家庭等のお母さん・お父さんが、適職に就くために必要な技能や資格を取得する際、必要と認められた対象指定講座を受講した場合、受講修了後に受講料等費用の一部を支給します。

対象者

浜田市にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべてを満たす方。

- ① 20 歳未満のお子さんを養育していること
- ② 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている方
- ③ 当該指定講座の受講が適職に就くために必要であると認められる方
- ④ 原則として過去に訓練給付金の支給を受けていない方



対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

（厚生労働省指定の一般教育訓練指定講座、特定一般教育訓練指定講座及び専門実践教育訓練指定講座が対象）

※インターネットで『教育訓練給付制度』と検索すると、厚生労働省のウェブサイトで、制度の概要、対象講座について確認することができます。

※詳しくは、ハローワークへお問い合わせください。

教育訓練給付制度

検索

支給額

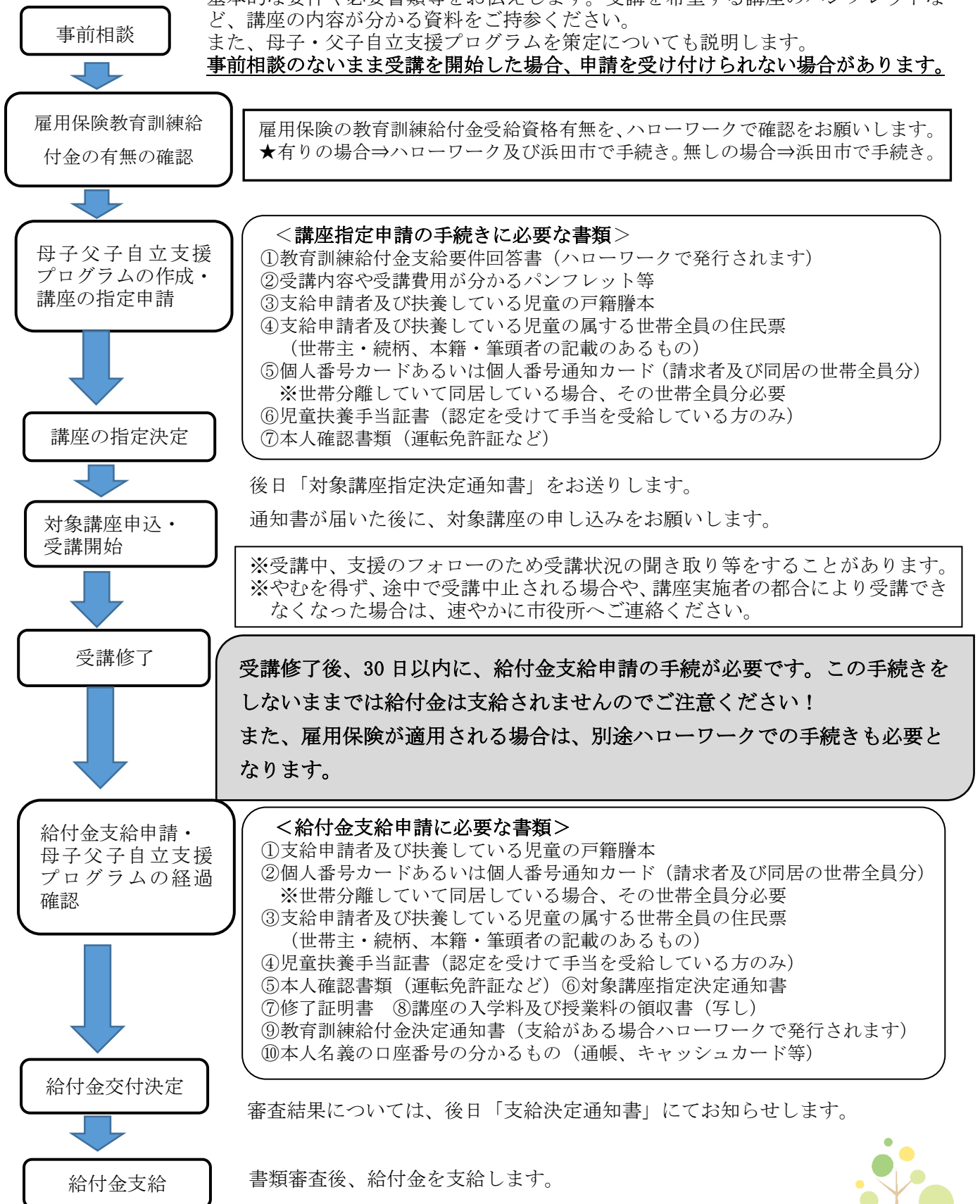
雇用保険制度 （ハローワーク）の 受給資格がない方	一般教育訓練給付	受講料等費用の 60% 相当額（上限 20 万円）
	特定一般教育訓練給付	（本人負担は 40% 相当額）
	専門実践教育訓練給付	受講料等費用の 60% 相当額（上限 160 万円 【修学年数（最長 4 年。ただし准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合、修学年数上限 5 年） × 40 万円】（本人負担は 40% 相当額） ※修了後 1 年以内に資格取得等し就職等した場合、受講料等費用の 25% 相当額を追加支給（上限 20 万円）
雇用保険制度 （ハローワーク）の 受給資格がある方	上記金額から、雇用保険制度により支給された額を差し引いた額	
	一般教育訓練給付	ハローワークから 20%、市から 40%
	特定一般教育訓練給付	ハローワークから 40%、市から 20%
	専門実践教育訓練給付	ハローワークから 50%、市から 10% ※追加支給は、ハローワークから 20%、市から 0.5%

※いずれの場合も、12,000 円を超えない場合は支給されません。

※対象となる受講料等費用は、入学金と受講料（教科書代及び教材費）です。

※受講にあたっては、事前の相談が必要です。※支給は、受講が修了した後です。

《手続きの流れ》



【追加支給がある場合】専門実践教育訓練を修了、資格取得し1年以内に就職等した場合は、別途追加支給申請が必要です。

【お問い合わせ先】

浜田市子ども・子育て支援課 子ども政策係 TEL 0855-25-9331

